

【資料4-1】

福祉先進都市東京に向けた懇談会

誰もが安心して暮らすことのできる大都市東京の住居・居住政策について

園田真理子（明治大学理工学部教授）

■ 1 一人世帯の住居・居住政策が手薄いこと⇒一人世帯の住居・居住政策はどこが引き受けてくれるのでしょうか？

- ・現在の住宅政策は二人以上の世帯が対象
- ・福祉分野の政策手段は、生活保護の住宅扶助と施設施策のみ

■ 2 建築規制等の問題で、住宅等の既存ストックの活用が進まないこと⇒都から国を変えることはできないのでしょうか？

- ・建築基準法は、（主に新築時を想定した）厳格な用途規制
- ・用途変更、改築（リノベーション）に対して、現行法規は硬直的

■ 3 地域密着型の小規模福祉施設に対するバリアフリー規制が過大なこと⇒規制緩和はできないのでしょうか？

- ・都のバリアフリー条例は日本一厳しい。
- ・国の規制は、原則 2000 m²以上の大規模建物を対象にしているのに対して、都の条例では福祉施設に対しては 0 m²以上を対象。
- ・小規模な福祉施設においては、廊下幅やエレベーターの設置基準等が過大な要求になっている。

資料：園田真理子、住居とケアの将来と制度構想「新たな推進主体としての 地域善隣事業体の構想、社会保険旬報、2014. 8. 11